

令和6年9月24日

公 告

陸上自衛隊
今津駐屯地業務隊長 齋藤 正通

陸上自衛隊今津駐屯地において、隊員の利便性を確保するため、委託売店の設置及び経営の業者を下記のとおり募集するので関係事項を承知の上、申し込まれたい。

記

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)又は同等の資格を有すること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者へ委託することなく、委託売店関連業務のすべてを遂行できること。
- (3) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (4) 募集要領及び仕様書の記載事項を遵守できること。
- (5) 法人等(個人、又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)では無いこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び第5号から第9号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置施設の所在地及び名称

滋賀県高島市今津町今津平郷国有地
陸上自衛隊今津駐屯地 厚生センター

- 3 設置方法
国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可
- 4 応募業種及び店舗数
理容店 1店舗
- 5 公募期間
令和6年 9月24日(火) 午前9時から
令和6年10月 7日(月) 午後4時まで
- 6 募集要領及び仕様書の配布等
 - (1) 期間 令和6年 9月24日(火) 午前9時から
令和6年10月 7日(月) 午後4時まで
但し、土日を除く。
 - (2) 場所 滋賀県高島市今津町今津平郷国有地
陸上自衛隊今津駐屯地業務隊厚生科共済班
 - (3) その他 来隊の際は、事前に電話連絡の上、印鑑を持参すること。その際、公募担当者より説明会に先立ち公募に係る留意事項等について説明する。
- 7 業者説明会
本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。
 - (1) 日時 令和6年10月8日(火) 0900～
 - (2) 場所 陸上自衛隊今津駐屯地 厚生センター
 - (3) 携行品 募集要領、仕様書、参加者印鑑
 - (4) その他
 - ア 説明会への参加希望者
次の事項を記載した説明会参加申込書を提出してください。(様式随意)
①会社等の名称 ②住所 ③連絡先電話番号 ④参加者氏名
 - イ 説明会参加申込受付期間
令和6年 9月24日(火) 午前9時から
令和6年10月 7日(月) 午後4時まで
- 8 申込者の選定
説明会に参加した方から提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。
ただし、決定業者に辞退、失格等があったときは、次点のものを候補者とする。
- 9 問い合わせ先
滋賀県高島市今津町今津平郷国有地
陸上自衛隊今津駐屯地業務隊 厚生科共済班 共済班長(担当:長谷川)
電話番号: 0740-22-2581 内線326